

仕 様 書

業務名	下関港本港地区再整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務
-----	----------------------------------

下関市

	課 長	課長補佐	係 長	主 任	検 算	設 計 者

業 務 名	下関港本港地区再整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務
業 務 場 所	下関港(本港地区、岬之町地区)
業 務 概 要	本港地区等における基盤整備検討等 一式
委託業務完成期日 令和 8年 3月17日	

設 計 用 紙

設 計 金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

内 訳

別紙内訳表のとおり

直接経費内訳書

(単位:円)

名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
1. 事務用品費		式	1.0			
2. 業務成果品費		式	1.0			製本2部、電子納品2部
合計						

委託業務共通仕様書

1 総則

本仕様書は、下関市が発注する調査等委託業務に適用するものとする。

1-1 一般事項

(1) この仕様書に定めのない事項については、契約図書、山口県業務委託共通仕様書及び監督職員の指示に従うものとする。

(2) 優先順位は、監督職員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。

(3) 受注者は、次の事項に留意の上、業務を行うこと。

ア：関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

イ：業務実施にともない、知り得た秘密について他に漏らさないこと。

ウ：定められた期間内に業務を完了するよう作業の円滑化に努めること。

エ：業務の実施にあたり契約図書及び発注者の指示に従い、業務の意図、目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するよう努めること。

(4) この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の解釈及び設計業務の細目については、発注者と協議の上その都度指示を受けなければならない。

(5) 管理技術者

ア：受注者は管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

イ：管理技術者は仕様書等に基づき業務に関する一切の事項を処理するものとする。

ウ：管理技術者は業務を行う上で必要な能力と経験、技術を有する技術者でなければならない。

1-2 履行

(1) 受注者は、契約後所定の様式により関係書類を遅滞なく提出すること。

(2) 打ち合せ協議等は、その内容について、その都度受注者が記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。

(3) 業務が完了したときは、速やかに発注者に報告し完了検査を受けること。

(4) 業務の受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇書が発見された場合は、速やかに訂正、補足、そのほか必要な措置を取らなければならない。

(5) 受注者は、請負代金額100万円以上の調査設計業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認を受けた後にJACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を発注者に提示すること。なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

(1) 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、15日以内（土日・祝日を除く）とする。

(2) 完了時登録データの提示期限は、業務完了後、15日以内（土日・祝日を除く）とする。

(3) 業務履行中に、受注時登録データのうち、委託期間、契約金額、管理技術者のいずれかに変

更があった場合は、変更があった日から15日以内（土日・祝日を除く）に変更データを提示すること。

2 貸与及び公表

許可なく本業務に関しての成果及び資料等を公表してはならない。貸与された関係資料は、業務終了後速やかに返却すること。

3 その他

本業務に関し、第三者に損害等を与えた場合は、受注者の責任においてこれを賠償すること。

下関港本港地区再整備による地域活性化のための基盤整備検討調査業務 特記仕様書

I. 業務の目的

本港地区は、韓国・釜山港へのフェリー、中国・蘇州（太倉）への RORO 船が就航しており、多種多様な貨物の輸出入が行われている。また、下関港国際ターミナルは、フェリー航路を利用する旅客者で賑わい、海の玄関口としての役割を果たしている。

本業務において、国際フェリー航路に就航している船舶の更新を契機とし、民間事業者の取組がより効果的・相乗的になるようフェリーによる国際物流体系に必要な基盤整備を進めるため、新造船に対応した係留施設の検討に加え、効率的でスピーディーな荷役が可能なふ頭用地の利用形態や規模等の検討を行うものである。

II. 業務内容

1. 計画準備

業務を行うにあたって、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順や遂行に必要な事項等を記載した業務計画書を作成する。

2. 係留施設の概略検討

2-1. 諸条件の整理

既往設計成果及びボーリング調査結果の既存資料を収集し、係留施設の設計を行うにあたっての設計条件の設定、使用材料及び制約条件等を整理する。また、新造船の諸元（船舶の長さ、幅、喫水、重量など）については、船社へのヒアリング等により、必要な情報収集を行うとともに、船社から提供予定の対象船舶の一般図等を基に作業を行う。

2-2. 係留施設の概略設計

新船が安全に係留可能で効率的に荷積や荷卸しができるよう新造船の諸元に基づいた係留施設の比較構造形式を抽出し、安定性の照査により構造諸元を決定し、比較検討により最適な構造形式を決定する。また、船舶に適した係留方法、係留方法に適した係留設備など、附帯設備（係船柱、防舷材、防衝工、給電設備など）の検討も行うものとする。

2-3. 概算工事費の算出

決定した構造形式をもとに概略の平面図、縦断面図及び標準断面図を作成する。

作成した概略計画図をもとに主要工種の数量計算を行う。

主要工種の数量を用いて施工検討を行い、係留施設に係る概算工事費を算出する。

3. ふ頭利用計画の検討

3-1. 現状の利用状況における課題の整理

既往資料等からふ頭用地の利用状況を整理し、新造船の運航体制や積載貨物量を考慮したふ頭用地の課題を整理する。

なお、ふ頭用地の利用状況の把握等については、次のとおりとする。

1) 下関港取扱貨物状況把握

下関港本港地区における取扱貨物量について、過去 10 年間（H27～R6）の推移を整理する。整理内容は、外内出入別・貨物形態別・品目別に行う。

2) 下関港港湾施設整備状況整理

下関港本港地区及び隣接する岬之町地区における施設整備状況等について、整理を行う。整理内容は、現時点における係留施設の規模、背後用地の土地利用状況及び係留施設別取扱貨物量について整理し、利用状況等の把握を行う。

3) 貨物保管施設使用状況把握

本港地区背後地に整備されている上屋・倉庫等の整備状況（規模及び整備年次等）について把握する。各上屋・倉庫の利用企業及び保管品目について、施設管理台帳等により整理する。

3-2. 港湾計画変更（改訂）の概要

下関港の港湾計画は、平成 31 年 3 月に改訂しており、目標年次（2030 年代前半）における本港地区及び隣接する岬之町の変更内容及び係留施設別取扱貨物量の設定値等の整理を行う。

また、港湾計画変更（改訂）後の施設整備進捗状況について整理する。

3-3. 企業ヒアリング

上記 3-1 の課題を解決するために必要となる本港地区の立地企業や港湾荷役事業者等にヒアリングを行う。ヒアリング対象は本港地区内外の 10 者程度を想定しており、ヒアリングを実施したのち、その結果を議事要旨としてまとめる。なお、ヒアリングに際しては、事前にヒアリング内容・項目を整理し、担当職員の承諾を得ること。

3-4. 本港地区取扱貨物量の設定

本港地区における新造船運航開始後の取扱貨物量について、港湾計画での設定値及び企業ヒアリング等をもとに設定する。その際には、日々、市場拡大している EC 貨物（通販やオンラインショップに特化した貨物）のなかで、フェリーや RORO 船舶の強みである定時制を生かせる越境 EC 貨物の現状分析を行うとともに、今後の貨物需要等の検討を行い、取扱貨物量に反映させること。

3-5. 土地利用計画の検討

上記 3-3 の企業ヒアリングの結果及び 3-4 の本港地区取扱貨物量の設定をもとに、ふ頭用地内の土地利用計画を検討する。

検討に当たっては、効率的な荷役が可能な荷さばき用地やシャーシ置場などのほか、取扱貨物の特性を生かした上屋等の荷役・保管機能等についても検討を行う。加えて、さらなる増加が見込まれる越境 EC 貨物に対応できる保管荷役機能についての検討も行う。

また、既存のふ頭用地での土地が不足する場合は課題を解決しうる提案を行うこと。

3-6. 港湾施設の規模及び配置計画に関する検討

上記 3-5 の土地利用計画に沿って、ふ頭用地全体での各種港湾施設の規模及び配置の検討や車両置き場（シャーシ含む）、車両動線等を検討し平面図を作成する。

各施設等の必要規模や配置等の検討に際しては、利用される港湾関係者等のニーズも反映させる必要があることから、利用者等への説明資料の作成、意見整理等も併せて行うこと。

4. 打合せ協議

初回、中間 1 回及び納品時の計 3 回を想定する。なお、必要に応じて都度打合せを行うものとし、打合せを実施した際はその都度、業務打合せ記録簿を作成し発注者へ提出すること。

5. 成果品

成果品として本業務のとりまとめを行い、報告書を作成すること。また、報告書及び関連資料を電子ファイルとしてとりまとめ、2 部提出するものとする。このほか、国への報告用として「【要領様式 5】調査成果報告書の概要（パワーポイント A 4 版）」を令和 8 年 2 月末日までに作成するものとする。

Ⅲ. 検査

本特記仕様書に定める事項に従い業務を実施し、前項「5. 成果品」の完納をもって検査するものとする。

Ⅳ. その他

- ①本特記仕様書に記載されていない事項については、「山口県業務委託共通仕様書」及び国土交通省港湾局編集「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」等による。
- ②成果品はすべて発注者の所有に帰するものとし、発注者の承諾を得ずして、公表・貸与・使用してはならない。
- ③この業務に伴い受注者に貸与した資料・情報については、発注者の許可なく第三者に流布してはならない。
- ④本特記仕様書に記載されない事項で、疑義が生じた場合は速やかに監督職員に報告し、指示を受けること。

特記仕様書（環境編簡易）

発注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、発注者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急措置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りアイドリングストップを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング事業（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用や効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。